

施設（事業所）から保護者への通知例

令和 8年 3月 31日

保護者の皆様

認定こども園 木屋瀬保育園

施設型給付費等の額に係る法定代理受領について

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第 15 条第 1 項により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 年度の実績を御報告するものです。

（あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等は、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

〈各月ごとの年齢別の施設型給付費の額〉

	乳児（0歳児）		1、2歳児	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
4月	252,950	242,360	158,680	148,090
5月	252,950	242,360	158,680	148,090
6月	252,950	242,360	158,680	148,090
7月	252,950	242,360	158,680	148,090
8月	252,950	242,360	158,680	148,090
9月	259,740	248,850	162,930	152,040
10月	259,740	248,850	162,930	152,040
11月	259,740	—	162,930	152,040
12月	259,740	—	162,930	152,040
1月	259,740	—	162,930	152,040
2月	259,740	—	162,930	152,040
3月	270,950	—	169,640	158,390

	3歳児		4歳児以上	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
4月	84,180	73,590	74,930	64,340
5月	84,180	—	74,930	64,340
6月	84,180	—	74,930	64,340
7月	84,180	—	74,930	64,340
8月	84,180	—	74,930	64,340
9月	86,480	—	77,000	66,050
10月	86,480	—	77,000	66,050
11月	86,480	75,520	77,000	66,050
12月	86,480	75,520	77,000	66,050
1月	86,480	75,520	77,000	66,050
2月	86,480	75,520	77,000	66,050
3月	90,210	78,730	80,140	68,660

	満3歳児	3歳児	4歳児以上
	教育時間	教育時間	教育時間
4月	—	112,620	102,700
5月	112,620	112,620	102,700
6月	112,620	112,620	102,700
7月	112,620	112,620	102,700
8月	112,620	112,620	102,700
9月	164,370	164,370	154,410
10月	164,370	164,370	154,410
11月	164,370	164,370	154,410
12月	164,370	164,370	154,410
1月	164,370	164,370	154,410
2月	164,370	164,370	154,410
3月	170,420	170,420	159,830